

(仮訳)

2013年4月11日

市中協議報告書のカバーノート

支払・決済システム委員会 (CPSS) と証券監督者国際機構 (IOSCO) 代表理事会は、「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」と題した市中協議報告書を公表した。

取引情報蓄積機関 (TR) は、店頭 (OTC) デリバティブ取引データの電子的記録 (データベース) を集中的に管理する機関である。TR は、機密性に関する要件を考慮しつつ、適切なデータの取扱いや利用を支援し、当局や公衆によるデータの利用可能性を改善することにより、OTC デリバティブ市場の透明性向上に重要な役割を果たす。

1. 本報告書の目的

本報告書は、機密性に関する懸念やアクセスの制約に対処するために取り得るアプローチとともに、TR が保有するデータへの当局のアクセスに関するガイダンスを TR と当局に提供することを目的としている。

2011年10月、金融安定理事会 (FSB) は、「市場規制当局、中央銀行、健全性監督当局及び破綻処理当局は、各々がその規制上の責務を遂行するために必要とする取引情報蓄積機関のデータに対し、効果的かつ実務的なアクセスを持たなければならない。公的国際金融機関による取引情報蓄積機関の情報へのアクセスも、それらの機関の責務と整合的な場合には適切な方式により許可されるべきである。」という FSB の勧告 16 に則して、TR が保有するデータへの当局のアクセスに関する作業を、CPSS と IOSCO が他の関連当局と協調して進めることを提言した¹。この作業を実行する上で、CPSS と IOSCO は、データ保護及び OTC デリバティブ監督者会合での過去の作業を考慮した²。

勧告 16 の枠組みの中で、本報告書は、広範囲の当局 (例えば、市場規制当局、中央銀行、健全性監督当局及び破綻処理当局) 及び公的国際金融機関が、各々

¹ FSB 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書 (*Report on the Implementation of OTC derivatives market reforms*)」、2010年10月。

² 本報告書は、CPSS と IOSCO が 2012年1月に公表した、OTC デリバティブデータの報告及び集約の要件に係る報告書に追随するものである。当該報告書は、データ報告に係る最低限の要件やグローバルベースでデータを集約するために取り得る方法及びメカニズムに関する勧告を提示している。

の責務を果たすために TR へ報告されたデータへのアクセスを得ることに関心があることを考慮している。

2. 本報告書のアプローチ

本報告書のガイダンスは、CPSS-IOSCO の金融市場インフラのための原則 (PFMI) の原則 24 及び責務 E にて各々定められた事項に則り、TR 及び当局の双方に向けられたものである。

当局が典型的に必要なとされると思われるデータ要請について記載するため、本報告書は機能アプローチを採用している。機能アプローチとは、当局の法的責務に着目するものであり、責務を果たす当局の類型に着目する機関アプローチとは対照的なものである。機能アプローチは、当局は複数の機能的責務を果たしている場合があり、これらの責務は各国の法的枠組みに応じて様々な形で組み合わされていることを認識したものである。

加えて、本報告書は、各機能と当局がその責務を遂行する上で典型的に必要なとする最低限のデータアクセスの水準との対応関係を整理した、データアクセスの対応表を収録している。

本報告書はまた、TR 及び当局が非典型的なデータ要請にどのように対処するかに関するガイダンスも提供している。非典型的な要請とは、本報告書に記載されている当局の各責務に関連したデータアクセス範囲とは異なる範囲のデータの要請、又は、本報告書に記載されていない機能的責務を有している当局からのデータアクセスの要請である。

本報告書は、各関係主体（データを要請する当局、TR 及び TR の監督当局）に期待される役割を明確化することにより、これらの非典型的なデータ要請に対処するためのガイダンスを提供している。また、TR が保有するデータへの当局のアクセスを促進するために、法的、手続上及び機密性に係る制約に対処するために取り得るセーフガードも特定されている。

3. 本報告書へのコメントの要請

CPSS と IOSCO は、特に下記の点について、市中協議報告書の内容に関するコメントを求める。

- A. 機能的責務のリストは包括的か。現在リストに掲載されていないが当局により遂行されている他の機能的責務はあるか。
- B. 本報告書に掲載されている機能的責務の記述は、これらの責務と特定の当局を対応させることが可能なほど、明確かつ包括的であるか。もしそうでなければ、明確かつ包括的であることを確保するために、その記述はどのように改善されるべきか。その記述は、時間の経過に伴う当局によるデータ要請の

変化の可能性に対応できるほど十分に柔軟であるか（例えば OTC デリバティブの清算集中義務の規制体系が成熟化するにつれ、規制当局の情報の必要性も変化し得る）。

- C. 対応表は、それ自体で、当局がその責務を遂行する上で典型的に必要とするデータアクセスの水準に関し、当局と TR に対して十分なガイダンスを提供しているか。もしそうでなければ、どのような変更がなされるべきか。

TR への質問：機能的責務に基づくアクセスを拒否した実例はあるか。もしあるならば、それはなぜか。

- D. 非典型的な要請に対応するためのガイダンスは、TR がこれらの要請について決定を行うために十分なものであるか。もしそうでなければ、どのようにガイダンスは改善され得るのか。当局によるデータ要請を検討するにあたり、テンプレートに掲載された情報の種類は TR の決定手続において有益か。もし必要だとすれば、どのような追加情報が求められるべきか。

TR への質問：非典型的な要請に対し、アクセスを拒否した実例はあるか。もしあるならば、それはなぜか。

- E. 匿名データを作成する際の具体的な論点又は課題は何か。TR は、どのようにして、データを要請する当局に対してその責務を遂行する上で十分な水準のデータを提供しつつ、提供するデータから取引主体が推測できないようにすることを確保するのか。データアクセスを不当に制限せずに、提供するデータの匿名性を確保することは実現可能と考えられるか。

- F. 法的及び機密性に係る制約に対処するために示されたアプローチとセーフガードは十分であるか。他にどのようなアプローチやセーフガードが効果的であるか。対処が必要と考えられる制約や障害は他にあるか。

- G. TR が保有するデータへの各当局の直接のアクセスを補完するものとして、グローバルに集約データを収集し共有するために、中央化された又は他のメカニズムを特定する可能性について、公的セクターが更に検討する際の具体的な論点や課題は何か。共通の技術的標準を報告に採用した TR の「論理的な」中央化や公的な中央機関は、グローバルな集約データの収集及び共有のためのオプションとなり得るか。

- H. TR へ報告されるデータの技術的な標準化や、TR に蓄積されたデータの集約を促進する手段や方法の実施に関して、これまでの進捗をどのように評価するか。追加のイニシアティブが必要か、そしてそれは具体的にどの分野であるか。

あらゆる関係者からの報告書に対するコメントを募っており、コメントの提出期限は 2013 年 5 月 10 日とする。市中協議期間の後、CPSS と IOSCO は、受領したコメントを考慮した上で、最終報告書を公表する予定である。